

第90号議案

品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

品川区子ども家庭支援センター条例（令和2年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子育て」を「子育て家庭」に、「事業」を「事業ならびに女性相談」に、「その家庭」を「その家庭ならびに女性」に、「子どもを産み育てる」を「生活する」に、「品川区子ども家庭支援センター（以下）」を「品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター（以下これを）」に改め、「東京都品川区二葉一丁目7番15号に」を削る。

第2条を次のように改める。

（名称、位置および実施する事業）

第2条 センターの名称、位置および実施する事業は、次のとおりとする。

(1) 品川区子ども家庭支援センター

名称	位置	実施する事業
品川区子ども家庭支援センター	東京都品川区二葉一丁目7番15号	1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談 2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女

		性への援助 3 子どもおよびその家庭 ならびに女性の支援に関 する情報の提供 4 子どもおよびその家庭 ならびに女性の支援に関 する関係機関との連携お よび調整 5 その他区長が必要と認 める事業
--	--	---

(2) 品川区地域子ども家庭支援センター

名称	位置	実施する事業
品川区地域子ども家庭支援センター品川	東京都品川区北品川 三丁目11番22号	1 子どもおよびその家庭 に関する相談 2 支援を要する子どもお よびその家庭への援助
品川区地域子ども家庭支援センター大井	東京都品川区大井二 丁目27番20号	3 子どもおよびその家庭 の支援に関する情報の提 供 4 子どもおよびその家庭 の支援に関する関係機関 との連携および調整
品川区地域子ども家庭支援センター荏原	東京都品川区西五反 田六丁目6番6号	5 その他区長が必要と認 める事業

2 品川区子ども家庭支援センターは、品川区地域子ども家庭支援センターを統括する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 品川区地域子ども家庭支援センターを設置するとともに、子育て家庭および女性への相談支援体制を強化する必要がある。